

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年十二月二十七日政令第五百五十六号）

最終改正…平成二十三年十二月二十六日政令第四百二十三号

内閣は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学

博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法

人物質・材料研究機構、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二 日本私立学校振興・共済事業団

三 沖縄振興開発金融公庫

四 株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫

五 日本中央競馬会及び日本年金機構

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年一月三十一日政令第二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月一六日政令第五二号)

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月二六日政令第二五二号) 抄

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年九月一二日政令第二九七号)

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十四年七月一日)から施行する。ただし、第十一条及び第十三条から第十七条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年九月四日政令第二九六号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八一号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八三号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月三〇日政令第三四一号)

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一〇日政令第四九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年一月五日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二五日政令第五五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十九日)から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二五日政令第五五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日政令第八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月九日政令第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二六日政令第一八一号) 抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日政令第二二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日政令第二九四号) 抄

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一七日政令第三五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第二十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月二五日政令第三六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二四日政令第七二号)

この政令は、法の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年五月二七日政令第一九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十三条までの規定は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月二四日政令第二二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年八月一五日政令第二七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一五九号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一六一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一六四号) 抄

この政令は、整備法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、整備法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一六七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年二月二三日政令第三二二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三十四条(財務省組織令第十五条第十六号及び第十九条第九号の改正規定に限る。)、第三十五条(国土交通省組織令第十条第十一号の改正規定及び第二百二十一条に一号を加える改正規定に限る。)、第三十六条及び第三十七条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二二日政令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三〇日政令第一一〇号) 抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三〇日政令第一一一号) 抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条、第二十二條及び第二十六條の規定は、公布の比から施行する。

附 則 (平成十九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条、第九十七條、第百五條及び第百九條の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年三月三一日政令第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年五月二二日政令第一八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十年六月二七日政令第二二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一六日政令第二二六号) 抄

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月十九日政令第二九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日政令第百十一号) 抄

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年九月十一日政令第百四十号) 抄

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年十二月二十八日政令第三百十号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十五日政令第四十一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年十月三十一日政令第三百二十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年十二月二十六日政令第四百二十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。